

特報

2 最高裁、民・商事、民法、契約法

一項の適用の有無
一一 いわゆるサブリース契約と借地借家法三二条
法三二条一項に基づく賃料減額請求をした場合にその請求の当否及び相当賃料額を判断するため考すべき事情

ゆるサブリース契約)を締結した後、借地借家法三二条一項に基づいて賃料減額の請求をした場合において、その請求の当否及び相当賃料額を判断するに当たっては、当事者が賃料額決定の要素とした事情その他諸般の事情を総合的に考慮すべきであり、同契約において賃料額が決定されるに至った経緯や賃料自動増額特約等が付されるに至った事情、とりわけ約定賃料額と当時の近傍同種の建物の賃料相場との関係、甲の転貸事業における收支予測にかかる事情、乙の敷金及び融資を受けた建築資金の返済の予定にかかる事情等をも考慮すべきである。(一、二につき、補足意見がある。)

[参照条文]
借地借家法三二条一項

〔最高裁平一二(受)第五七三号、平一一(受)第五七四号、敷金請求本訴、賃料相当額確認請求反訴事件、平15・10・21第三小法廷判決、破棄差戻、原審東京高裁平一〇(ネ)第三八九四号、平一一(ネ)

第一一八号、平12・1・25判決、本誌一〇二〇号一五七頁、原原審東京地裁平六(ワ)第一〇四六五号、平六(ワ)第一七一三六号、平10・8・28判決、本誌九八三号二九一頁、民集登載予定)

【判決要旨】

一 不動産賃貸業等を営む甲が、乙が建築した建物で転貸事業を行つため、乙との間であらかじめ賃料額、その改定等についての協議を調べ、その結果に基づき、乙からその建物を一括して賃料自動増額特約等の約定の下に賃借することを内容とする契約(いわゆるサブリース契約)についても、借

地借家法三二条一項の規定が適用される。

〔解説〕
一 本件契約は、いわゆるサブリース契約と称されるものの一つであり、不動産会社が土地所有者の建築した建物で転貸事業を行うため、あらかじめ、両者間で賃貸期間、当初賃料額及びその改定等についての協議を調べ、土地所有者がその協議の結果を前提とした収支予測の下に敷金の預託や金融機関からの融資を受けて建物を建築した上で締結された、不動産会社が土地所有者から建物を一括して賃借することを内容として賃料自動増額特約等の約定の下に賃借することを内容とする契約(いわゆるサブリース契約は、

營業用賃貸ビルの需要が旺盛な時代

状況を背景に、不動産会社が賃料と転貸料との差益(利潤)を獲得することを目的として行われたものであり、不動産会社にとつては、事業用ビル及びその敷地の所有権を取得することなく事業を開拓することができることなく事業を開拓することができるというメリットがあり、土地所有者にとっては、空室等のリスクを不動産会社に転嫁し、安定した「賃料」収入を得ることができ、遊休資産等の有効活用になるというメリットのあるものであった。(ところが、いわゆるバブル経済の崩壊により、ビル賃料収入が減少し、不動産会社が差損(逆輸)を負うこととなつたため、借地借家法三二条一項の規定に基づく賃料減額請求をしたことから、ビル所有者(土地所有者)との間で紛争となり、多數の訴訟が係属することとなつた。本件は、こうした紛争の一つである。

二 本件の事実関係の概要は、次のとおりである。

① Xは、東京都文京区に土地を所有する会社であり、我が国有数の不動産会社であるYからサブリース事業の提案を受け、交渉の結果、昭和六三年一二月、Yとの間で、賃貸期間を一五年間、敷金を四九億四三五〇万円、賃料を年額一九億七七四〇万円とし、三年ごとに一〇%の値上げをすることなどを内容とする「賃貸借予約契約書」を交わした上、本件建物を建築した。Xは、建築請負



代金約一一二億円及び設計料約一八億円を、右敷金四九億四三五〇万円と銀行融資を受けた約一八一億円をもって支払った。(2) XとYは、本件建物完成後の平成三年四月、予約契約書と同旨の「賃貸借契約書」を交わして本件契約を締結し、Xは、本件建物のうち本件賃貸部分をYに引き渡した。この契約書には、賃料に定賃料の約三五%(月六八七八万三〇〇円)、当初賃料の約四二%)にすぎなかつた。Yが現実にテナントから受け取つた転貸賃料の合計も、約定賃料を大幅に下回るものであつた(なお、平成一年四月以後は月六〇〇〇万円前後)。

三 本件の本訴事件は、XがYに対し、本件賃貸部分の引渡しを受けた後、本件契約で定められた賃料(月約一億六四七八万円)を支払ってきたが、オフィス賃料相場の下落等を理由に、平成六年二月以降四回にわたり賃料減額の意思表示をし、平成六年四月分以降は、当初の約定賃料よりも低額の賃料の支払を続けた。これに対し、Xは、本件賃料自動増額特約により増額した約定賃料等と支払賃料等との差額に対し、敷金の不足分の補充を請求した。(4) 原審の鑑定の結果によれば、本件賃貸部分の通常の賃貸借としての適正賃料は、平成六年四月時点において約定賃料の約五〇%(月九一七四万四〇〇〇円)。当初賃料の約五六%)、平成九年四月時点において約定賃料の約三五%(月六八七八万三〇〇円)。当初賃料の約四二%)にすぎなかつた。Yが現実にテナントから受け取つた転貸賃料の合計も、約定賃料を大幅に下回るものであつた(なお、平成一年四月以後は月六〇〇〇万円前後)。

四 一審は、本件契約の趣旨、目的等に照らせば、借地借家法三二条は本件契約には適用されないと解すべきであると判断し、本件賃料自動増額特約に基づく賃料の増額を認めることを求めるものである。

五 サブリース契約において、借地借家法三二条一項に基づく賃料減額請求により賃料が減額されたと主張して、本件賃貸部分の賃料額の確定を求めるものである。

六 地借家法三二条一項による賃料減額請求ができるのか否かについては、下級審の判断が分かれ、例えば、
①サブリース契約は、事業委託的無名契約の性質を有するとして、借地借家法三二条一項による賃料減額請求を否定するもの(東京高判平12・1・25本誌一〇二〇号一五七頁)、
②サブリース契約は建物賃貸借契約であるとして、借地借家法三二条一項による賃料減額請求を肯定するもの(東京高判平11・10・27本誌一〇)

は、本件賃料自動増額特約による賃料と現実の転貸料との乖離が著しくなったときに対処するために、本件調整条項が設けられているから、借地借家法三二条一項の賃料増減額請求権の制度は、本件調整条項によつて修正され、限定された範囲でのみ適用がある、③本件においては、不動産市場や賃貸ビル市場の著しいマイナス変動により、賃料と転貸料との間に著しい乖離が生じていると認められるから、Yのした賃料減額請求により、値上げ率が〇%に変更されたものと認めるのが相当である、などとして、Xの本訴請求を約二五億円の支払を求める限度で認容し、その余を棄却し、Yの反訴請求を棄却すべきものとした。これに対し、双方から上告受理申立て。いずれも、原審の借地借家法三二条の解釈適用の違法を主張するものである。

学説も、肯定説と否定説に分かれており、肯定説は、サブリース契約も建物賃貸借契約にほかならない(道垣内弘人・NBL五八〇号二七頁、岡内真哉・ひろば五二卷九号九頁、石黒清子・判評四八四号一七頁、近江幸治・早法七六卷二号五七頁、清水俊彦・本誌一〇三八号五六頁、奈良輝久・銀法五八六号五四頁等)、あるいは、複数の契約から成る混合契約であるが、建物賃貸借の部分を含む以上借地借家法の適用がある(加藤雅信・NBL五六八号一九頁、中村隆一法二二卷一号一二五頁、杉浦正典・民情一四九号五二頁等)、などとし、否定説は、①サブリース契約を総合事業受託方式、賃貸事業受託方式、転貸方式の三つに分けた上、前の二つの方式については、賃貸借契約であることを否定するもの(澤野順彦「サブリースにおける賃料減額請求」裁判実務大系・借地借家訴訟法四七二頁等)、②サブリース契約の実体は、共同事業であり、賃貸借



契約ではないとするもの（内田勝一
リース契約の実質は、事業契約であ
り、賃貸借契約ではないとするもの
（野村盛弘「サブリース契約」新借地借
家法講座（3）借家賃三六六頁等）、④サブ
リース契約は、不動産賃貸権あるいは
経営権を委譲して共同事業を営む
旨を約する無名契約であるとするも
の（下森定一・ひろば五二巻九号一六頁
等）、⑤サブリース契約は、ビルの所
有権及び不動産管理のノウハウを基
礎として「共同事業」を営む旨を約
する無名契約と解すべきであるとす
るもの（平井宣雄「いわゆる懸続的契約
に関する一考察」日本民法学の形成と
課題（下六九七頁））、⑥サブリース契約
における賃借人は、典型的賃貸借に
おける賃借人のような社会的弱者で
はなく、我が国有数の大規模不動産
会社であることを理由に借地借家法
の適用を否定するもの（鈴木桜弥・
ジユリー一五一号九〇頁）、⑦サブ
リース契約は、投機的賃貸借という
新たな類型の典型契約であり、この
契約において賃料保証の特約がある
ときは、その特約の損害担保・保険
の機能により、借地借家法三二条一
項による減額請求がされば直ちに
減額分が填補され、結果的に賃料減
額の効果は発生しないとするもの
(金山直樹・民研五〇八号二五頁等)な
どに分かれている。

の合意の内容に照らせば、建物の賃貸借契約であることが明らかであるから、借地借家法が適用され、同法三二条の規定も適用される（「判決要旨二」）、②本件契約には賃料自動増額特約が存するが、借地借家法三二条一項は強行法規であるから、賃料自動増額特約によってその適用を排除することはできない、とした上で、本件契約における賃料額及び賃料自動増額特約等が本件契約締結の基礎とされたことなどにかんがみて、③借地借家法三二条一項による賃料減額請求がされた場合において、その請求の当否及び相当賃料額を判断するに当たっては、賃貸借契約当事者が賃料額決定の要素とした事情を総合的に考慮すべきであり、本件契約において賃料額が決定された経緯や賃料自動増額特約が付された事情を考慮すべきである（「判決要旨二」）、などと判示し、借地借家法三二条一項による賃料減額請求の当否について判断しなかつた原判決を全部破棄して、原審に差し戻した。藤田裁判官の補足意見は、契約解釈のあり方を示した上、否定説が論証に成功していないことを説くとともに、否定説が契約当事者間の実質的公平を図ろうとして唱えられたものであること配慮し、否定説によらなくても実質的公平を実現することが可能であり、むしろ法廷意見のような考え方立つ方が法的安定性の要請に沿う

とともに柔軟で合理的な処理を可能にすることを説くものである。この補足意見を併せ読みれば、本判決は、法適用の透明性、契約当事者の予測可能性を重視するとともに、契約当事者間の公平にも十分な配慮をした上での判断であることがうかがわれる。

七一 最一小判平15・6・12民集五七巻六号五九五頁、本誌一一六号一〇六頁は、借地借家法一一条一項の規定が強行法規であり、地代等自動改定特約が存する場合であつても、同項に基づく地代等増減額請求権の行使をすることができる旨を判示した。賃料自動増額特約と借地借家法三二条一項の関係を説示する前記六(2)は、これと同旨の判断を示したものと思われる(前記六(3)を併せ読めば、前掲最一小判平15・6・12は、本判決の説くところと同旨を表現をえて述べたものと理解することができると思われる)。また、本判決は、前掲最小判平15・6・12の示した「賃料自動増額特約により定められる賃料の額が不相当なものとなつた場合に、特約の適用を争う当事者は、特約に拘束されない」旨の法理に触れるものではないが、これを否定するものでないと解されるから、本件契約の当事者は、本件賃料自動増額特約の効力を争つて以上、その後改めて賃料減額請求をしなくとも、同法理の要件を満たしている限りに

おいて、本件賃料自働増額特約による賃料増額の効果が生ずるものではないと考えられる。

2 建物賃貸借契約において、当事者が賃料額決定の要素とした事情はさまざまであるから、賃料相場が変動したというだけでは、当然に借地借家法三二条一項の要件を満たすものではないと考えられる。この賃料額決定の要素とした事情には、当初賃料の額及びそのような額とされた事情・根拠・賃料改定特約等の存在・内容・特約のされた事情等が含まれるものと思われる。したがって、同項の要件充足の有無を判断するに当たっては、これらの要素を考慮した上で、賃料が不相当になつたと判断できるものでなければならぬし、また、賃料増減請求の効果としての相当賃料額を判断するに当たつても、これらの要素を考慮すべきである。本判決が、本件契約につき、借地借家法三二条一項に基づく賃料減額請求がされた場合において、その請求の当否及び相当賃料額を判断するに当たつて、賃貸借契約当事者が賃料額決定の要素とした事情を総合的に考慮すべき旨を説くのは、これがサブリース契約であるために特殊の考慮を払つたというものではなく、賃貸借契約における基本原則をいうべきであろう。



建物損壊又は一方当事者の重大な契約違反が生じた場合のほかは、中途解約できない。

ウ 貨料は、年額一九億七七四〇万円、共益費は、年額三億一六四〇万円とし、第一審被告は、毎月末日、貨料の一〇分の一（当月分）を支払う。

エ 貨料は、本件建物竣工時から三年を経過するごとに、その直前の貨料の一〇%相当額の値上げをする（以下、この合意を「本件貨料自動増額特約」という）。急激なインフレ、その他経済事情に著しい変動があつた結果、値上げ率及び敷金が不相当になつたときは、第一審原告と第一審被告の協議の上、値上げ率を変更することができる（以下、この合意を「本件調整条項」という）。

オ 第一審被告は、第一審原告に対し、敷金として、総額四九億四三五〇万円を預託する。

カ 第一審被告が貨料等の支払を延滞したときは、第一審原告は、通知催告なしに敷金をもつて弁済に充当することができ、この場合、第一審被告は、第一審原告から補充請求を受けた日から一〇日以内に敷金を補充しなければならない。

(5) 第一審被告は、第一審原告に対し、本件賃貸部分の貨料について、平成六年二月九日に、同年四月一日から年額一三億八一九四万四〇〇円に減額すべき旨の意思表示をしたのを最初として、同年一〇月一八日に、同年

一月一日から年額八億六八六三万二〇〇円に減額すべき旨の意思表示を、平成九年一月七日に、同年三月一日から年額七億八九六七万二〇〇円に減額すべき旨の意思表示を、平成一年一月二十四日に、同年三月一日から年額五億三三九三万九〇三五円に減額すべき旨の意思表示を、それぞれ行つた。

(6) 第一審被告がテナントから受け取る本件賃貸部分の転貸料の合計は、平成六年四月当時、平成九年六月当時のいずれも月額一億一五一六万二〇〇円であり、平成一一年三月当時は約四五八一万円となり、同年四月以降は六〇〇〇万円前後で推移している。

(7) 第一審被告は、第一審原告に対し、平成六年四月分から平成九年三月分まで貨料として月額一億四五七七万四五千円を支払い、平成九年四月分から平成一一年一〇月分まで貨料として月額一億四五七七万四五千円を支払い、平成九年四月分から平成一一年一〇月分まで貨料として月額一億四五七七万四五千円を支払った。

(8) 第一審原告は、平成六年四月分から平成九年二月末日までの間は年額一三億八一九四万四〇〇円、同年一月一日から同年一〇月末日までの間は年額一三億八一九四万四〇〇円、同年三月一日から平成九年二月末日までの間は年額八億六八六三万二〇〇円、同年三月一日から平成一一年二月末日までの間は年額七億八九六七万二〇〇円、同年三月一日以後は年額五億三三九三万九〇三五円であるとの、それぞれ確認を求めるものである。

2 本件本訴請求事件は、第一審原

本件貨料自動増額特約に従つて貨料が増額したと主張して、上記敷金の不足分と平成一〇年一月分から平成一一年一〇月分までの未払貨料との合計五二億六八九九万五七九五円とこれに対する年六%の割合による遅延損害金の支払を求め、予備的に、第一審被告の貨料減額請求の意思表示により貨料が減額されたことを前提として、借地借家法三二条一項の規定により貨料が減額される可能性があることについて第一審被告に説明義務違反があるなどと主張して、不法行為又は債務不履行に基づき上記金額と同額の損害賠償を求めるものである。

そして、本件反訴請求事件は、第一審被告が、第一審原告に対し、借地借家法三二条一項の規定に基づき第一審被告の貨料減額請求の意思表示により貨料が減額されたことを主張して、本件貨料部分の貨料が平成六年四月一日から同年一〇月末日までの間は年額一三億八一九四万四〇〇円、同年一一月一日から同年一〇月末日までの間は年額八億六八六三万二〇〇円、同年三月一日から平成九年二月末日までの間は年額五億三三九三万九〇三五円であるとの解釈である。（したがつて）本件契約内容にかんがみると、建物貨借契約とは異なる性質を有する事業委託契約との認められ、その実質的機能や契約内容にかんがみると、建物貨借契約とは異なる性質を有する事業委託契約の無名契約の性質を持ったものと解すべきである。

(1) 本件契約は、建物賃貸借契約の法形式を利用していいるから、建物賃貸借契約の一種がその組成要素となつてゐることは否定できないが、典型的な賃貸借契約とはかなり異なつた性質のものと認められ、その実質的機能や契約内容にかんがみると、建物賃貸借契約とは異なる性質を有する事業委託契約の無名契約の性質を持つたものと解すべきである。（したがつて）本件契約について、借地借家法の全面的適用があると解するのは相当ではなく、本件契約の目的、機能及び性質に反しない限度においてのみ同法の適用があるものと解すべきである。

本件契約は、その内容や交渉経過に照らせば、取引行為者として経済的に対等な当事者双方が、不動産からの収益を共同目的とし、それぞれがより多額の収益を確保するために、不動産の転貸から得られる収益の分配を対立的因素として調整合意したものであり、第一審原告は、収益についての定額化による安定化と将来にわたる確実な貸

良輝久の上告受理申立て理由（ただし、排除されたものを除く。）について

1 原審は、前記の事実関係の下で、

次のとおり判断して、第一審原告の主張の請求を、三五億二三二三万二四四円とこれに対する年六%の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容し、その余の主張的請求及び予備的請求を棄却し、第一審被告の反訴請求を棄却すべきものとした。



料増額を図るために、本件賃料自動増額特約を付し、本件賃貸部分を一括して賃貸することとして本件契約を締結したのであるから、その限りにおいて、本件契約においては賃料保証がされているものと解される。そして、本件契約においては、本件賃料自動増額特約による賃料と現実の軒賃料とのかい離が著しく不合理となつたときに対処するため、本件調整条項が設けられているのであるから、本件契約にあっては、借地借家法三二二条一項所定の賃料増減額請求権の制度は、本件調整条項によって修正され、上記規定は、その手続や請求権の行使の効果など限定された範囲でのみ適用があると解するのが相当である。

(2) 第一番被告が平成六年二月九日及び平成九年二月七日にした賃料減額請求は、賃料自動増額の時期の到来に対抗してされたものであり、本件調整条項に基づく値上げ率を変更する旨の意思表示を含むものと解するのが相当である。そして、不動産市場や賃貸ビル市場の著しいマイナス変動により、賃料と軒賃料との間に不合理な著しいかい離が生じていると認められるから、第一審被告が平成六年二月九日及び平成九年二月七日に本件調整条項に基づいて行った賃料の減額請求により、それぞれの時期の値上げ率が〇%に変更されたものと認めるのが相当である。

以上によれば、本件契約の賃料は、平成六年四月以降も従前どおりの金額

であるから、第一審原告の主位的請求に係る敷金の不足額と未払賃料との合計は、三五億二三三三万二四五円となる。
したがつて、第一審原告の主位的請求は、三五億二三三三万二四五円とこれに対する年六%の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。また、第一審被告の反訴請求も、理由がない。
(3) 第一審原告の予備的請求については、第一審被告に説明義務違反等があるとは認められないから、理由がない。
(2) の判断は是認することができない。
その理由は、次のとおりである。

(1) 前記確定事実によれば、本件契約における合意の内容は、第一審原告が第一審被告に対して本件貨物部分を使用収益させ、第一審被告が第一審原告に対してその対価として賃料を支払うというものであり、本件契約は、建物の賃貸借契約であることが明らかであるから、本件契約には、借地借家法が適用され、同法三二条の規定も適用されるものというべきである。

本件契約には本件賃料自動増額特約が存するが、^{（最高裁判所昭和二八年（オ）第八六一号同三一年五月一五日第三小法廷判決・民集一〇巻五号四九六頁、最高裁判所昭和五}規定は、強行法規であつて、本件賃料自動増額特約によつてもその適用を排除することができないものであるから

四年(才)第五九三号同五六六年四月二〇日第二小法廷判決・民集三五卷三号六五六頁参照)、本件契約の当事者は、本件賃料自動増額特約が存するとしても、そのことにより直ちに上記規定に基づく賃料増減額請求権の行使が妨げられるものではない。

(なお)前記の事実関係によれば、本件契約は、不動産賃貸等を目的とする会社である第一審被告が、第一審原告の建築した建物で転貸事業を行つたために締結したものであり、あらかじめ、第一審被告と第一審原告との間において賃貸期間、当初賃料及び賃料の改定等についての協議を調べ、第一審原告が、その協議の結果を前提とした収支予測の下に、建築資金として第一審被告から約五〇億円の敷金の預託を受けるとともに、金融機関から約一八〇億円の融資を受けて、第一審原告の所有する土地上に本件建物を建築することを内容とするものであり、いわゆるサブリース契約と称されるものの一つであると認められる。(そして)本件契約は、第一審被告の転貸事業の一部を構成するものであり、本件契約における賃料額及び本件賃料自動増額特約等に係る約定は、第一審原告が第一審被告の転貸事業のために多額の資本を投下する前提となつたものであつて、本件契約における重要な要素であつたといふことができる。これらの事情は、本件契約の当事者が、前記の当初賃料額を決定する際の重要な要素となつた事情であるから、衡平の見地に照らし、

借地借家法三二条一項の規定に基づく
賃料減額請求権行使の要件充足の有無)
及び相当賃料額を判断する場合に、重
要な事情として十分に考慮されるべき
である。

(以上により) 第一審被告は、借地借
家法三二条一項の規定により、本件賃
料部分の賃料の減額を求めることがで
きる。(そして) 上記のとおり、この減
額請求の当否及び相当賃料額を判断す
るに当たっては、賃貸借契約の当事者
が賃料額決定の要素とした事情その他
諸般の事情を総合的に考慮すべきであ
り、本件契約において賃料額が決定さ
れるに至った経緯や賃料自動増額特約
が付されるに至った事情、(とりわけ、
当該約定賃料額と当時の近傍同種の建
物の賃料相場との関係(賃料相場との
かい離の有無、程度等)、第一審被告の
転貸事業における収支予測にかかるわ
れの賃料相場との関係(賃料相場との
かい離の有無、程度等)、第一審原告の認識
推移の見通しについての当事者の認識
等)、第一審原告の敷金及び銀行借入金
の返済の予定にかかる事情等をも十
分に考慮すべきである。

(2) (以上によれば、本件契約への
借地借家法三二条一項の規定の適用を
極めて制限的に解し、第一審原告の主
位的請求の一部を認容し、第一審被告
の反訴請求を棄却した原審の判断に
は、判決に影響を及ぼすことが明らか
な法令の違反がある。論旨は理由があ
り、原判決中第一審被告敗訴部分は破
棄を免れない。(そして) 第一審被告の

判例タイムズNo.1140(2004.3.15)



賃料減額請求の当否等について更に審理を尽くさせるため、上記部分につき、

本件を原審に差し戻すこととする。
第3 平成一二年(受)第五七四号上告
代理人升永英俊、同松添聖史の上告受
理申立て理由(ただし、排除されたも
のを除く。)について

本件契約に借地借家法三條一項の規定が適用されることは、前記第2の2において説示したとおりであるから、論旨は採用することができない。

しかしながら、前記のとおり、上記規定に基づく減額請求の当否等について

（しかし）当事者間における契約上の旨を強調する。
題がしばしば争われており、本件においても同様である。そして、その際、サブリース契約については借地借家法三二条の適用はない」と主張する見解（以下「否定説」という。本件における第一審原告の主張）は、おおむね、両当事者間に残されている契約書上の「賃貸借契約」との表示は単に形式的・表面的なものであるにすぎず、両当事者間における合意の内容は、単なる建物賃貸借契約にとどまるものではない

ス契約は、①典型契約としての賃貸借契約ではなく、「不動産賃貸権あるいは経営権を委譲して共同事業を営む無名契約」である、あるいは、②「ビルの所有権及び不動産管理のノウハウを基礎として共同事業を営む旨を約する無名契約」と解すべきである、等々の理論構成を試みるが、そこで挙げられているサブリース契約の特殊性なるものは、いざれも、①契約を締結するに当たつての経済的動機等、同契約を締結するに至る背景の説明にとどまり、必ずしも充分な法的説明とはいえないものであるか、あるいは、②同契約の性質を建物賃貸契約へと、(建物賃貸)

いることからも明らかのように、民法及び借地借家法によつて形成されてゐる賃貸借契約の法システムの中においても、しかるべき解決法を見いだすことが十分にできるのである。(そして)さらに、事案によつては、借地借家法の枠外での民法の一般法理、すなわち、信義誠実の原則あるいは不法行為法等々の適用を、個別的に考えて行く可能性も残されている。

(いづれにせよ、否定説によらずとも、実質的公平を実現するための法的可能 性は、上記のとおり、現行法上様々に 残されているのであつて、むしろ、個々 の事案に応じた賃貸借契約の法システ ムの確立が、今後ますます重要な課題となつてゐる。)

判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるから、原判決中第一審原告敗訴部分は破棄を免れない。そして、第一審被告の賃料減額請求の当否等について更に審理を尽くさせるため、上記部分についても、本件を原審に差し戻すこととする。

よつて、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官藤田宙靖の補足意見がある。

裁判官藤田宙靖の補足意見は、次のとおりである。

私は、法廷意見に賛成するものであるが、本件契約につき借地借家法三二条が適用されるとする理由につき、若干の補足をしておきたい。

本件契約のようないわゆるサブリース契約については、これまで、当事者間ににおける合意の内容、すなわち締結された契約の法的内容はどのようなも

これを判断するに際し採られるべき手順は、何よりもまず、契約書として残された文書が存在するか、存在する場合にはその記載内容は何かを確認することであり、その際、まずは契約書の文言が手掛けとなるべきものであることは、疑いを入れないところである。本件の場合、明確に残されているのは、「賃貸借契約書」と称する契約文書であり、そこに盛られた契約条項にも、通常の建物賃貸借契約の場合と取り立てて性格を異にするものは無い。そうであるとすれば、まずは、ここでの契約は通常の（典型契約としての）建物賃貸借契約であると認めるところから出発すべきであるのであって、そういうふうとするならば、何故に、どこが（法的に）異なるのかについて、明確な説明がされるのでなければならない。

この点、否定説は、いわゆるサブリー

貸借契約をその一部に含んだ複合契約であるとみても、そのことと両立し得る事柄であって、出発点としての上記の推認を覆し得るものではない。
もつとも、否定説の背景には、サブリース契約に借地借家法三二条を適用したのでは、当事者間に実質的公平を保つことができないと危惧があることが見て取れる。しかし、上記の契約締結の背景における個々的事情により、実際に不公平が生じ、建物の賃貸人に何らかの救済を与える必要が認められるとしても、それに対処する道は、否定説を採る以外に無いわけではないのであって、法廷意見が、借地借家法三二条一項による賃料減額請求の当否（同項所定の賃料増減額請求権行使の要件充足の有無）及び相当賃料額の判断に当たり賃料額決定の要素とされた事情等を十分考慮すべき旨を判示して

ムの中での解決法や、その他の上記可能性を様々に活用することが可能であることを考慮するならば、一口にサブリース契約といつても、その内容や締結に至る背景が様々に異なり、また、その契約内容も必ずしも一律であるとはいえない契約を、いまだ必ずしもその法的な意味につき精密な理論構成が確立しているようには思えない一種の無名契約等として、通常の賃貸借契約とは異なるカテゴリに当てはめるよりも、法廷意見のような考え方方に立つ方が、一方で、法的安定性の要請に沿うものであるともに、他方で、より柔軟かつ合理的な問題の処理を可能にする道であると考える。

上田
豊

(裁判長裁判官・藤田宙靖、裁判官・
金谷利質、裁判官・濱田邦夫、裁判官・

對倒角人上飛 No. 1140 (2004-2005)

74

